

2026年2月6日

株主各位

滋賀県大津市浜町1番38号
株式会社 滋賀銀行
取締役頭取 久保田 真也

株式分割に関する基準日設定公告

株式会社 滋賀銀行（取締役頭取：久保田真也、以下「当行」といいます。）は、2025年11月14日開催の取締役会において、2026年4月1日（水曜日）を効力発生日として、当行普通株式1株につき5株の割合で株式分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2026年3月31日（火曜日）と定めましたので、公告いたします。

なお、当行の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日（水曜日）付をもって、当行定款第6条を変更し、400,000,000株増加して、500,000,000株といたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2026年4月下旬にお届けのご住所にお送りする予定です。
- 2026年4月1日（水曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。
特別口座管理機関：三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先：大阪府大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電話 0120-094-777（通話料無料）